

梅雨の季節になりました。天気の急変に備えて雨具なども天気をしつかり見て準備を。

軍拡大増税より裏金廃止を 定額減税より消費税減税を

○5月の消費税なくす会街頭行動結果

5月24日(金) 12時15分～13時00分

アオーリ長岡前歩道にて行いました。今回は同じ場所で開催時間が近かった憲法共同センターと一緒に行い、「長岡各界連とあわせて」11名が参加しました。「消費税5%」「」の署名は11筆、「大軍拡・大増税反対」の署名は11筆でした。

「消費税を5%に、インボイスは廃止せよ」「軍拡のための増税はするな」と訴えかけました。

署名してくれた内の

一人は、行動参加者が掲

げていた“原発から自然エネルギーへ”的力

ードの文言に反応したの

か「たしかに消費税は5%

%にさげて欲しい。すぐ

助かる。でも今は原発

問題が差しせまっている。

そっちの方が気になる」と話す、柏崎刈羽原発の再稼働により関心がある

としました。

今回も民商酒井会長

がギター持参で参加、

「消費税を5%」の歌



△労働保険事務組合より△

○一般労働保険について

今年度の保険料納入通知（期別納入日と納付額）を6月10日から週末にかけてお送りします。

また1期分保険料の口座引落は6月28日です。

※毎年毎期、残高不足で口座引落ができない事案が数件あります。納入通知を受け取つたら必ず「確認の上、引落期日（今回は6月28日）までに口座残高の確認や入金等引落の1)準備をお願いします。

○一人親方労働保険について

一般労働保険と同様に保険料納入通知（期別納入日と納付額）を封書で通知致します。

一人親方の保険料は振込用紙による振込です

ので、期日までに振込をお願いします。

○保険料領収はがきは捨てなさい

元請けからの要確で労働保険の加入証明書の発行（今年度分）を事務局に依頼される方が多いのですが、加入証明だけでなく、労働保険料の領収書つまり「労働保険料をきちんと納めているか」の証拠を要求してくることがあります。

本期で請求は6月28日より年度第一期分の保険料が口座引落された事業所に対しては、こあり（労働保険事務組合）から労働保険料の領収はがきをお送りします（再発行はできません）。そのはがきが「保険料を納めた」証拠になりますので、捨てずに保管をお願いします。

▲上半期源泉所得税 相談会▲

予約必要

源泉所得税を半年分まとめて納める「納期特例」の事業所を対象に、相談会を行います。

今年1月から6月までに従業員に支払った給与・賞与の金額が分かる資料（賃金台帳等）を1)用意の上おいで下さい。

日時：7月8日(火)・9日(火)

いずれも10時～12時 及び

13時30分～16時

※事務所への来訪はあらかじめ電話で確認を
民商事務局が銀行・職安・監督署や街頭行動への外
出や毎週水・木の商工新聞配達・会費集金等により事
務所不在の場合があります。相談の場合は電話で「確
認の上、時間を約束してからおこなうださる」。